

令和8年度（2026年度）くまもと県産酒物価高騰緊急支援補助金
（球磨焼酎酒造組合分）実施要領

（目的）

第1条 この事業は、原油・原材料価格の高騰等による影響を大きく受けている県内酒類事業者を支援するため、日本酒や焼酎などの酒類を製造する事業者が実施する商品開発や国内外への販売促進に向けた取組み、熊本酒造組合及び球磨焼酎酒造組合が実施する県産酒の販路拡大、消費喚起に向けた取組み等を支援し、県内酒類事業者の緊急的な収益改善を図ることを目的とする。

（事業の実施）

第2条 この事業の実施については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県商工労働補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（補助対象事業の内容等）

第3条 補助対象となる事業内容及び補助率は別表のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第4条 要項第3条第2項第1号の事業計画書は、別記様式第1号及び別記様式第2号によるものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第5条 補助事業者が、知事に補助事業を中止し、又は廃止しようとするときの承認申請は、別記様式第3号によるものとする。

（補助事業の内容等の変更）

第6条 要項第5条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、事業費の30%を超える変更を行う場合とする。

2 要項第5条第2項の事業変更計画書の様式は、別記様式第1号及び別記様式第2号を準用する。

（事業の補助金等交付決定前着手）

第7条 補助事業者等は、やむを得ない事情により補助金等の交付決定前に事業に着手する必要がある場合は、別記様式第4号により知事の承認を受けるものとする。

（実績報告）

第8条 要項第9条第2項のその他知事が必要と認める書類は、次の各号のとおりとする。

（1）事業実績書（別記様式第1号を準用する。）

（2）補助事業に要した経費に係る経理証拠書類等

2 第1項の実績報告書の提出は、要項第9条第3項の規定にかかわらず補助事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は令和9年（2027年）3月5日のいずれか早い期日までとする。

(財産の処分の制限)

- 第9条 規則第21条第2項に定める処分を制限する財産は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産（以下「取得財産等」という。）とし、同項に規定する期間は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年通商産業省告示第360号）に準じるものとする。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（別記様式第5号）を備え管理しなければならない。
 - 3 補助事業者は、取得財産等があるときは、第8条第1項に定める実績報告書に取得財産等管理台帳（別記様式第5号）の写しを添付しなければならない。
 - 4 規則第21条第2項に規定する知事の承認申請は、取得財産等処分承認申請書（別記様式第6号）によるものとする。
 - 5 知事は、規則第21条第2項の規定に基づいて財産の処分を承認した場合において、当該承認を受けた補助対象団体が当該承認に係る処分により収入があったと認めたときは、当該補助対象団体に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させるものとする。

(証拠書類の保管)

- 第10条 要項第14条に規定する別に定める期間は、前条第1項で規定する財産の処分制限期間と同一とする。

(その他)

- 第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和8年（2026年）4月30日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象経費		補助率	補助金 上限
事業区分	内容		
球磨焼酎酒造組合が実施する取組みに係る経費	①講演会、研修会、商談会、戦略会議等の実施 ②SNS等を活用した情報発信 ③需要喚起、消費拡大に係る取組み ④組合の機能強化に係る取組み ⑤組合が蔵元のため一括で購入する備蓄米の貯蔵及び輸送等掛かり増し経費（令和8年4月1日から要した経費を対象とする。）	定額	20,000 千円
＜球磨焼酎酒造組合に加入している酒造事業者への支援＞			
商品開発（ブラッシュアップ）に係る経費	①試作・開発費 ②印刷費 ③機械費	3/4 以内	2,000 千円
国内外の酒類コンペティションへの出展に係る経費	①出展料 ②翻訳料 ③輸送費 ④受賞のPRに係る経費	3/4 以内	
国内外の展示会や商談会、販売会への出展に係る経費	①小間料 ②小間装飾費 ③輸送費 ④印刷費 ⑤旅費 ⑥通訳費	3/4 以内	
品質・作業効率向上に要する経費	①備品・機械装置等導入費 ②システム導入費 ③委託・外注費等	3/4 以内	
誘客・販売促進、商品のPRに係る経費	①イベントの開催費 ②広報宣伝費	3/4 以内	

【対象経費の説明（酒造事業者への支援）】

◆商品開発（ブラッシュアップ）に係る経費

①試作・開発費

原材料費（試食サンプル）、資材費、委託加工費等

②印刷費

パッケージデザイン・印刷、パンフレット等の作成等に要する経費等

③機械費

10万円以下（税込）の簡易な機器（商品開発に不可欠な物に限る）導入経費

◆国内外の酒類コンペティションへの出展に係る経費

- ①出展料
コンペティション出展に係る出展料
- ②翻訳料
出展申込書等の翻訳に係る経費
- ③輸送費
出展品の輸送及び輸送に係る保険加入に要する経費
- ④受賞のPRに係る経費
コンペティションで受賞した者や酒類のPRに係る経費

◆国内外の展示会や商談会、販売会への出展に係る経費

- ①小間料
商談会等の出展に係る小間料
 - ②小間装飾費
小間の装飾及び備品借りに要する経費
 - ③輸送費
出展品の輸送及び輸送に係る保険に要する経費
 - ④印刷費
商談会等で配布するパンフレット等の作成に要する経費
 - ⑤旅費
商談会等への出展に係る宿泊交通費（ただし、ガソリン代、タクシー代、駐車場代は除く）
 - ⑥通訳費
展示会や商談会の際に必要な通訳の費用
- *販売商品代の補填や販売を前提とした商品の輸送費は補助対象外とする。

◆品質・作業効率向上に係る経費

- ①備品・機械装置等導入費
生産性向上のために必要な機器、設備の導入に係る経費
- ②システム導入費
生産性向上のために必要なシステムの導入または改良に係る経費
- ③委託・外注費
システム開発やマーケティング調査など外部への委託に要する経費
上記以外の品質・作業効率向上に必要不可欠な経費

◆誘客・販売促進、商品のPRに係る経費

- ①イベントの開催費
商品の認知度向上や販売促進のためのイベント開催に要する経費
- ②広報宣伝費
各種メディアを活用した広報活動、インフルエンサーやSNSによる情報発信等に要する経費

◆その他

- 酒造事業者の緊急的な収益改善に必要不可欠と認められる経費